

発行所  
長野県保険医協会  
〒380-0928 長野市若里 1-5-26  
電話 026-226-0086  
FAX 026-226-8698  
E-mail office@nagano-hok.com  
年間購読料 3,600円  
会員の購読料は会費に含まれています



2024年(令和6年)9月5日  
No.523 (毎月1回25日発行)  
(1990年6月22日第三種郵便物認可)  
主な記事  
12月以降の資格確認方法…2面、保険証  
廃止に伴う高齢者施設アンケート…3面、  
長期収載品 Q&A/ 子ども医療費窓口負担促  
す通知/ 理事会便り…4面

## 長期収載品の選定療養 10月より 処方箋変更、院内掲示等の対応を

2024年10月1日より、医療機関、薬局で長期収載品の選定療養が導入される。長期収載品の選定療養とは、薬価収載後5年以上経過、あるいは切り替えが進んだ後発医薬品(以下、後発品)のある先発品(長期収載品)について、患者が長期収載品を希望・選択した場合に、後発品との差額の4分の1を「特別の料金」として患者負担とする仕組み。選定療養の対象となった場合も後発品の価格と、長期収載品と後発品の価格差の4分の3は保険給付の対象となる。そのため、医療機関では保険給付の1割から3割の徴収に加え、価格差の4分の1の額を「特別の料金」として徴収することとなる。さらに「特別の料金」は消費税の課税対象となるため10%が加算される。

なお、長期収載品であっても医療上の必要性があると認められる場合等は、選定療養の対象とはならず、これまで通り従来通り保険給付の対象とな

る。また、入院患者についても、選定療養の対象とはならない。

### 院外処方、院内処方共通

対象となる長期収載品については、厚労省ホームページにて一覧が公開されている。対象となる医薬品を、医科では在宅、投薬、注射の薬剤料、歯科では投薬、注射の薬剤料として請求する際に選定療養が適用される。

長期収載品を投与する場合でも、選定療養とならず保険給付される場合とは、下表の①医師・歯科医師が医療上必要と判断し長期収載品を処方した場合、②医療機関又は薬局において後発品の在庫状況等を踏まえ後発品を提供することが困難な場合、のいずれかに該当する場合は従来通り保険給付となる。

また、医療機関では制度の趣旨を患者に適切に情報提供する観点から、制度の趣旨及び特別の料金について院内の見やすい場所に掲示をする必要があ

**表. 長期収載品を処方しても保険給付となる場合**

①医師・歯科医師が下記のいずれかの理由から医療上必要と判断し処方した場合。

ア 長期収載品と後発品で薬事承認された効能・効果に差異がある場合(※1)で、当該患者の治療において医療上の必要性があると判断する場合。

※1: 効能・効果の差異に関する情報が掲載されているサイトの一例  
PMDAの添付文書検索サイト、日本ジェネリック製薬協会が公開する「効能効果、用法用量等に違いのある後発医薬品リスト」

イ 当該患者が後発品を使用した際に、副作用や、他の医薬品との飲み合わせによる相互作用、長期収載品との間で治療効果に差異があったと医師・歯科医師が判断する場合であって、安全性の観点等から処方等をする医療上の必要性があると判断する場合。

ウ 学会が作成しているガイドラインにおいて、長期収載品を使用している患者について後発品へ切り替えないことが推奨されており、それを踏まえ、医療上の必要性があると判断する場合。

エ 後発品の剤形では飲みにくい、吸湿性により一包化ができないなど、剤形上の違いにより医療上の必要性があると判断する場合。ただし、単に剤形の好みによって長期収載品を選択することは含まれない。(※2)

※2 エについては保険薬局の薬剤師が判断することも想定される

②医療機関及び保険薬局において後発品の在庫状況等を踏まえ後発品を提供することが困難な場合。

### 10月からの処方箋様式変更部分(抜粋)

処方	変更不可 (医療上必要)	患者希望	個々の処方薬について、医療上の必要性があるため、後発医薬品(ジェネリック医薬品)への変更差し支えがあると判断した場合には、「変更不可」欄に「レ」又は「×」を記載し、「保険医署名」欄に署名又は記名・押印すること。また、患者の希望を踏まえ、先発医薬品を処方した場合には、「患者希望」欄に「レ」又は「×」を記載すること。

る。また、自ら管理するホームページ等を有する医療機関は、掲示内容をホームページ等にも掲載する必要がある。(ホームページ掲載については2025年5月31日まで経過措置がある)

### 院外処方の場合(Q&A 4面参照)

処方箋様式が変更され、「変更不可(医療上必要)」欄と「患者希望」欄が追加された。医師・歯科医師が医療上の必要性があると判断し長期収載品を処方する場合は、医療上の必要性があり処方された長期収載品ごとに「変更不可」欄へ「√」又は「×」を記載し、「備考」欄の「保険医署名」欄に署名又は記名・押印を行う。処方箋に医療上の必要性の記載は不要とされている。

患者の希望により、長期収載品を銘柄名処方する場合は、「患者希望」欄に「√」又は「×」を記載する。

なお、処方箋様式については当分の間、旧様式を手書き等で修正し使用す

ることも可能。

### 院内処方の場合(Q&A 4面参照)

左表のいずれかに該当し従来通り保険給付として長期収載品を処方する場合は、レセプトにレセプト電算処理システム用コード(4面参照)から該当するものを選択し記載する。

患者希望により長期収載品を処方する場合は、「特別の料金」を計算し徴収する。レセプトには選定療養対象となった医薬品名の後ろに「(選)」と記載し、所定単位につき選定療養にかかる額をのぞいた薬価から算出した点数を記載する。領収書は「特別の料金」とそれ以外の医療費を明確に区分したものを交付する。

なお、「特別の料金」の計算には後発品の最高価格との価格差を用いる。価格差などは厚労省ホームページの一覧表に掲載されている。



**オンライン請求の返戻等  
ダウンロード期限の延長を要望**

2024年9月30日でオンライン請求を行う医療機関に対する返戻レセプト及び通知(支払通知含む)の紙送付(郵送)が廃止される。

審査支払機関からは、10月以降は紙媒体の返戻レセプトや各種帳票がダウンロードのみになること、返戻ファイルのダウンロード期間が3カ月であることが医療機関へ案内されたが、3カ月という期間は短すぎるから県保険医協

会は厚労大臣、厚労省保険局長、保険局医療介護連携政策課長、社会保険診療報酬支払基金本部、国民健康保険中央会に対して、オンライン請求の返戻レセプト等のダウンロード期間延長の要望書を提出した。

返戻レセプトを含む診療報酬の請求権は、民法で5年間とされていることから、本来であれば5年間はダウンロード可能とすべきである。また、クレジットカードや電子マネー等の利用明細でも少なくとも1年間は遡って取得することができることから、ダウンロード期間を最低でも1年以上に延長するよう要望した。

**鶏声**

いよいよ今年12月2日から従来の保険証の新規発行がされなくなる。政府はマイナ保険証の利用を進めているが、利用率は現時点でも1割程度である。診療している実感としては1割にも満たない。◆マイナ保険証を持っている人は約6割いるようだが、実際にはそれを利用せず、これまでの保険証を利用しているケースが多いのではないかと推察する。これまでの保険証は提示するだけで済んだが、マイナ保険証は自らカードリーダーの操作をしなければならぬ。利用者にとってメリットがあれば利用するが、メリットがないので面倒な操作をしてまでも利用しないのだろう。医療者側もそれ程のメリットは感じない。またマイナ保険証にまつわるトラブルも報道されている。◆12月2日以降これまでの保険証は最大1年利用でき、またマイナ保険証を保有していない人には資格確認書が配布される。資格確認書はこれまでの保険証と同じように利用できるのを改めてマイナ保険証にはしないとされている。マイナ保険証のトラブルなどで登録を解除するケースも出てくるかもしれない。◆一方マイナ保険証に対応できない医療機関、特に高齢の医師・歯科医師で後継者がいない場合、これを機会に閉院するケースが増加している。地域によっては医療機関がない地区も多くなってきている。医療DXを進めることは必ずしも悪いことではないが、地域に医療機関が無くなるように、地域偏在の問題を解決する方策を喫緊の課題として政府は取り組んでいかなければならない。そして現行の保険証は廃止しないようにしてほしい。(OH生)